

安曇野市告示第256号

安曇野市物品等一般競争入札試行要綱を次のように定める。

平成29年 5月30日

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市物品等一般競争入札試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する物品購入等について、入札制度のより一層の公平かつ透明性の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定により資格を定めて実施する一般競争入札を試行的に実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱の対象となる一般競争入札は、1件あたりの予定価格が100万円を超える物品の購入又は業務委託にかかるもので、かつ、一般競争入札に付することが適当であると安曇野市物品等入札業者選定規程（平成17年安曇野市訓令第6号）第2条に規定する物品等入札業者選定委員会が認めたものとする。

(入札参加資格)

第3条 一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 安曇野市入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成27年安曇野市告示第110号）に規定する入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める要件を満たす者であること。

(入札参加申請)

第4条 一般競争入札に参加しようとする者は、公告に定める期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式）その他資格審査に必要な書類等を市長に提出しなければならない。

(落札者等の決定)

第5条 市長は、第3条及び入札公告に定める入札参加資格について審査を行い、落札者を決定するものとする。

2 前項の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たさないときは、次順位者について順次審査し、落札者を決定するものとする。

(公告等)

第6条 一般競争入札の公告、入札の方法及び開札については、安曇野市財務規則（平成17年安曇野市規則第39号）の定めるところによる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年6月1日から施行する。